

第5回 習志野市新庁舎建設基本構想策定市民委員会 議事録

開催日時：平成24年12月15日(土) 午後1時10分から午後4時

場 所：サンロード6階 大会議室

出席者：委員27名 事務局5名 支援事業者3名

■議事内容

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 事務局説明

特別傍聴人からの意見紹介

4. 新庁舎建設基本構想(案)の最終案について

1) 「鑑」・「新庁舎建設基本構想(案)の策定にあたって」について

- ・鑑文の「記」の下段の番号「1.」は不要。(委員)
- ・鑑文と「新庁舎建設基本構想(案)の策定にあたって」の文言は、構想(案)ができあがってからのことなので、現時点で議論するのはそぐわない。最後に議論すべき。(委員)

2) 「1. 現庁舎の現状と新庁舎建設の必要性」について

- ・本項目に記されていた現庁舎のひび割れ等の現況等について多数の写真や図が掲載されていたが、本委員会では確認・検討されていないものなので、これほど多くを載せる必要性はないとの意見があった。今回はかなり整理されてコンパクトにまとめられており、この内容でよいと思う。(委員)
- ・P1-1 (2) 現庁舎の課題 ①耐震性能の低下
「亀裂」と「ひび割れ」という言葉が使われているが、言葉を統一した方がよい。
1行目の「兼ねてから～」は誤字なので修正してほしい。(委員)
- ・P1-2 (2) 現庁舎の課題 ②庁舎機能の分散化
庁舎が分散していることが利用者の利便性に欠けると表記されているが、これは行政効率の低下も招いている。職員にとっても非効率であることを示した方がよい。(委員)
- ・P1-2 下段 破線枠内の文言
「将来のまちづくりの核となる～」と表現されているが、本庁舎がまちづくりの核となるとは言い切れないのでないか。この場所がまちづくりの核となるという表記は結論が出過ぎている。
(委員)
- ・ここで言う「将来のまちづくりの核となる～」は、ハード面だけではなくソフト面からのことも言っており、文字もひらがなの「まちづくり」となっており、このままでよいと思う。
(委員長)

3) 「2. 新庁舎建設の基本理念及び基本方針」について

・ P2-1 【5つの基本理念と基本方針】

基本理念と基本方針が5項目示されており、理念としてはよいが、重み付けによる優先順位を付ける必要がある。(委員)

- ・ 公共施設再生計画基本方針では、今後建て替えを必要とする公共施設の試算事業費に対し、建て替え可能な割合は約半分程度の事業費の目処となっている。(委員)
- ・ 4班では教育委員会の建物を撤去し、駐車場を広く使おうとの意見も出た。(委員)
- ・ 新庁舎の建設で他の公共施設機能も組み込まれると考えると、施設の建設を最優先と考えるのではなく、使われ方にも考慮し方針も並列的に考えていく必要がある。(委員長)
- ・ 一つの施設の建設に重点を置くと縦割りの考えになってしまう。行政の執務空間としてだけでなく、市民も利活用できる施設とすることが話し合われた。これまでの縦割りの公共施設の考えを変える意味からも、順位付けするよりも並列的な方がよい。(委員長)
- ・ また、建設に関する具体的話は設計段階になるので、構想案では市民の庁舎の建て替えに関する基本的な考え方が示される範疇でよい。(委員長)
- ・ この委員会として理念と方針について議論したことが書かれており、「こういう市役所が欲しい」という内容であり、順序を付ける必要はないと思う。これでよい。(委員)
- ・ 市民の意見・自主性を取り入れ、市民がどのように庁舎を建て替えるのがよいと考えているかの概念が書かれているので、これでよい。ユニバーサルデザインに配慮した庁舎とすることも明記されており良いと思う。(委員)
- ・ P2-3 ③経営改革の象徴となる庁舎
「2) 経営的視点を取り入れた庁舎」の下から2行目に「持続的な経営的改革をすすめることができる～」と書かれているが、判りやすく表現した方がよい。(委員)
- ・ P2-4 ⑤歴史・文化を尊重し、多世代を惹きつける庁舎
「多世代を惹きつける」は削除し、「市民が誇りを持てる歴史・文化を尊重した庁舎」でも良いのではないか。(委員)
- ・ P2-4 2) 市民が集まり誇りの持てる庁舎(再掲)
タイトルは、基本方針の内容ではないのか? 図をP2-1に持ってきた方がよい。内容は重複している。(委員)

4) 「新庁舎に求められる役割と機能」について

・ P3-2 2) 視認性の高い待合空間

「エスカレーターの導入～」と表記されているが、高齢者やベビーカーなどでは使いづらいという問題もある。(委員)

- ・ また、過失による事故が起きた場合の責任問題もある。エスカレーターよりも大型のエレベーターの方が利用しやすい。(委員)
- ・ P3-3 1) ロビー・ラウンジスペース
吹き抜けについては部分的に有ってもよい。展示スペースとしても一定の高さがあった方が利用しやすいのではないか。(委員)
- ・ ミニコンサート等のように平日使用部分とシャッターラインなどで分離すべきではないか。(委員)

- ・窓口機能が1～2階になるかは設計段階にならないと決められない。窓口機能が全て1階部分に収まってしまうとエスカレーターの必要性も薄れる。(委員長)
- ・シャッターライン等については、具体的な建設設計の話となるので基本構想ではそこまで求める必要はないと考える。(委員長)
- ・今の段階で個別の施設機能の内容について細かく意見を出していくと今後の建設設計の内容を縛ることになる。基本構想で議論すべきは、エスカレーターや吹き抜け等についてどうあるべきかの理念を示すべき。(委員)
- ・全体を通して、「検討します」、「検討を求めます」、「要望します」など言葉の使い方について統一した方が良い。(委員)

5) 「5. 新庁舎等の規模及び概算事業費」について

- ・ P5-6 下段の破線枠内の表現
委員会として提案する内容だが、「～計画します。」、「～判断することとします。」とある。委員会の権能のとして全て決定する権能が付与されているのではないので言い切ってしまうと良いのか。表現を統一して整理した方が良い。(委員)
- ・ 委員会の権能として全て決定する権能が付与されているのではないので、表現としては「提案します」とか、過去形の「提案しました。」とした方が良い。(委員)
- ・ この基本構想全体が提案となるので、どちらでも良いと考える。(委員長)
- ・ P5-6 下段破線枠内の表現は、過去形にして「コンパクトに計画することになりました。」とすることでどうか。(委員長)
- ・ 新庁舎の面積は「18,000㎡を超えない範囲で～」となっているが、18,000㎡迄なら良いとお墨付きを与えているようにも読みとれる。コンパクトにすると言いつつ現状の庁舎よりも面積は大きくなっており矛盾していないか。(委員)
- ・ 新庁舎の面積は、附帯機能も含めて18,000㎡なのか、含めず18,000㎡なのか。(委員)
- ・ P-7の表は委員会で精査していない。参考扱いとすべき。
- ・ P5-4の中段の表にある「付帯機能(防災機能、情報通信機能、その他)」を含めて18,000㎡となる。P5-7の表下段の「2付帯機能①防災機能」は誤り。(事務局)
- ・ 現有庁舎面積の14,000㎡よりも大きくするか議論が必要。(委員長)
- ・ 総務省、国交省の算定基準面積はあくまで参考数値。民間と比べると2割程度面積的に大きくなるが、対面カウンターなど部分の必要性など、自治体により必要とする面積は変化する。具体の数字を入れない表記とすることも考えられる。(委員長)
- ・ 具体的な数字を書き込まない方がよい。お墨付きを与えるべきではない。(委員)
- ・ P5-8 「5.3 新庁舎の配置」配置計画の考え方の枠内
1行目:「将来の建替え」は不要ではないか。
2行目:敷地西側に寄せる配置計画は断定した表現の方が良い。(委員)
- ・ P5-8 下段の破線枠内の表現
敷地の一番有効な利用を図ることが重要。「敷地北西側に寄せて～」、「高層案」などの表現は不要。(委員)
- ・ P5-8の配置計画の検討の文中に、消防庁舎の配置も書かれているが、消防庁舎は本委員会の検討に含まれていないので削除すべき。(委員)

- ・配置検討については、敷地現況を綿密に確認して検討を行うべき。(委員)
- ・市が基本構想・計画をまとめるにあたっての基となる。(委員)
- ・余り具体的に定めない方がよい。(委員)
- ・基本構想案は、市民意見としてのものである。具体的な配置などは更に詳しい条件等により設計の段階で具体的に行われることになるが、設計時点では市民の意見を反映することは難しい。そのためにも、構想案で理念を示しておく必要がある。(委員長)
- ・P5-8 下段の破線枠内の表現
委員会として提案する内容だが、「～判断することとします。」とある。委員会の権能のとして全て決定する権能が付与されているのではないので言い切ってしまうて良いのか。表現を統一して整理した方がよい。(委員)
- ・P5-9 「5.4 新庁舎建設の概算事業費」
概算事業費は、消防庁舎も含めた金額となっているが、本委員会では消防庁舎について一切議論されていない。消防庁舎の事業費については削除すべき。(委員)
- ・事業費については議論されていない。
事業手法、設計内容によって事業費は大きく変化するはず。お墨付きを与えるようになるので具体的な金額は削除すべき。(委員)
- ・建築費として 345 千円/㎡で算出しているが、一般建築物に比べ庁舎は割高となる。現時点で事業費の数字を書き込むことは必要ではない。(委員長)
- ・P5-11 「5.5 事業手法とスケジュール」
スケジュールにある基本構想(案)と基本構想、基本計画の関係はどのようになるのか。(委員)
- ・本委員会で12月中旬に作成したものが「基本構想(案)」となり、市長に提案を行う。この提案を基本に市で「基本構想」と「基本計画」を年度内にまとめる。(事務局)
- ・P5-11で示されている事業手法について何も議論されていない。事業手法によってスケジュールも変わってくるので、ここで示す必要があるのか。(委員)
- ・P5-11で示されているスケジュールは、あくまで参考程度のもと考えられる。(委員長)
- ・スケジュールは入れた方がよい。これを基に行政で基本計画を作成し議会承認がなされる。(委員)
- ・具体的な事業手法も検討していないのだから、参考資料としても必要ないのではないか。(委員)
- ・P5-11は事務局案の提示であって、P-11の事業手法とスケジュール自体が不要。(委員)
- ・下段の破線枠内だけの表記にしても良いのではないか。(委員長)

5. 今後の作業スケジュールについて

1) 今後の取り扱い

- ・12月20日(木)14:00~16:00に、定足数等考慮せず、集まれる人で取りまとめをおこなう。
- ・委員会としては、今回が最後となる

6. 副市長あいさつ

以上